

旅館等施設を開業される方へ

旅館等施設を新築して開業、または現在の旅館等施設を増改築するときは、旅館業法に基づく許可を受ける前に、建築基準法などの規定に適合していることを確認する必要があります。事前に関係課にお問い合わせください。

《建築基準法》

建物の用途を変更するときは（例：専用住宅→旅館、ホテル、簡易宿所）、用途変更の手続き（建築確認申請）が必要な場合があります。

また、手続きが不要であっても建築基準法に適合しなければなりません。用途が変わることで、適用される規定も異なります。建物の規模・構造によっては、改修工事が必要な場合がありますので、まずは建築士にご相談ください。

建築確認申請等の手続きについてご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

宮崎市役所 建築行政課

電話 0985-21-1813

《都市計画法》

市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、土地の利用が規制されており、法や条例の規定に適合する場合についてのみ許可を受けて利用できます。

また、法で許可不要とされていても、届出や協議が必要な場合がありますので、必ず下記までお問合せください。

宮崎市役所 開発審査課

電話 0985-21-1818

※計画地が市街化調整区域に該当するか不明な場合は

宮崎市役所 都市計画課（電話 0985-21-1811）へお問い合わせください。

《消防法》

建物の用途を旅館等に変更するときは（例：専用住宅→旅館、ホテル、簡易宿所）、消防法により収容人員が30名以上になると防火管理者の選任が義務となります。

また、消防用設備等【消火器具・自動火災報知設備・誘導灯など】の設置及び届出が必要になります。詳しくは下記まで問い合わせください。

宮崎市消防局予防課（新築の建物）

電話 0985-32-4904

宮崎市消防局 北消防署 予防査察係（大淀川から以北の建物）

電話 0985-32-4667

宮崎市消防局 南消防署 予防査察係（大淀川から以南の建物）

電話 0985-54-1700